平成２９年（フ）第３２号
高知県須崎市西崎町８番２号　ラコスタ201号
債務者　今橋　育代
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第５号
大分市大手町２丁目２番16号（村谷ビル）
債務者　塩川　　光
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１８号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目２番20号　パールハイツ202号
債務者　小原　正年
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市日之出町15番22号
債務者　神田　朋子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市吉野町328番地２
債務者　村山富美子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９号
沖縄県名護市字仲尾次118番地３　与那嶺アパート102号
債務者　寺本麻紀子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字西里855番地３　アラサキマンション305
債務者　油井美沙代
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成３０年（フ）第１２号
北海道余市郡余市町美園町20番地
債務者　伊勢　勝治
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１３号
北海道余市郡余市町美園町20番地
債務者　伊勢　裕子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１４号
北海道小樽市朝里４丁目５番４号、前住所北海道小樽市新光５丁目35番26号
債務者　吉田　明夫
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６８２号
京都市南区吉祥院宮ノ東町21番地　宮ノ森荘13号
債務者　辻　　俊子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目３番４－１号
債務者　甲斐　広美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１１号
宮崎県延岡市別府町3932番地１　ハイツリラクセイション　205、前住所宮崎県延岡市北川町長井4121番地１
債務者　冨永　衣織
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市日高町道場538番地　市営道場住宅２号棟204号室
債務者　林　　博美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第９１９号
神戸市須磨区南落合４丁目１番177―602号
債務者　森　　税子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７３号
神戸市東灘区深江北町１丁目４番８―305号
債務者　大西　麗子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部